## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2025年9月10日

【会社名】 株式会社ブランジスタ

【英訳名】 Brangista Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩本 恵了

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町20番4号

【電話番号】 03-6415-1183(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 吉藤 淳

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町20番4号

【電話番号】 03-6415-1183(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 吉藤 淳

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 856,750,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 第一部 【証券情報】

## 第1【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,150,000株	完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当 社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1.2025年9月10日開催の取締役会決議によります。
  - 2.本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
  - 3.本自己株式処分に関連して、2025年9月10日に、SBIホールディングス株式会社(以下「SBIホールディングス」といいます。)、SBINM合同会社(以下「SBINM」又は「割当予定先」といいます。)及び当社との間で資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)に関する契約を締結します。
  - 4. 振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

#### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,150,000株	856,750,000	
一般募集			
計(総発行株式)	1,150,000株	856,750,000	

- (注) 1.第三者割当の方法によります。
  - 2.発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

#### (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
745		100株	2025年10月 1日		2025年10月 1 日

- (注) 1.第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
  - 2. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式の割当てを受ける権利は消滅します。
  - 3.発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
  - 4.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
  - 5.払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われないこととなります。

#### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ブランジスタ 本社	東京都渋谷区桜丘町20番 4 号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

#### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
856,750,000	55,000,000	801,750,000

- (注) 1.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  - 2.発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザリー費用(弁護士費用を含む)及び有価証券届出書等の作成費用等です。

#### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額801,750,000円の具体的な使途につきましては、以下のとおり、SBIホールディングス並びにSBIホールディングスの子会社(2025年3月31日現在696社)及び持分法適用会社(同64社)から構成される企業グループ(以下「SBIグループ」といいます。)との協業を通じたメディア領域を含む企業への投資活動資金に充当する予定です。なお、調達した資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

具体的な資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
SBIグループとの協業を通じたメディア領域を 含む企業への投資活動資金	801	2026年 1 月 ~ 2028年12月末

SBIグループは、メディア領域へと進出し、金融・メディア・ITの融合を推進する方針を示しています。メディア 領域では、有力なコンテンツを有する企業へ投資が見込まれ、当社及び連結子会社5社の合計6社からなるグループ(以下「当社グループ」といいます。)との親和性が高い領域と考えております。

具体的な案件の選定については今後SBIグループと協議していくものの、そのようなメディア領域における企業へのSBIグループとの共同出資や、その他SBIグループの投資先やSBIグループとの協業を通じて接点を持った企業に対する当社による投資を行い、SBIグループとともにそのような投資先企業への価値向上支援を行っていきたいと考えております。具体的には、投資先企業への当社サービス(「アクセルジャパン」や「旅色」等を通したサービス)の提供を実施し、また、投資先企業のPR・マーケティング等の支援等を実施していきたいと考えております。また、投資先企業のコンテンツやサービス等を当社グループの顧客企業にも展開することで、新たな収益機会の創出による両社グループの企業価値の向上、顧客満足度の向上につながるものと考えております。

かかる当社の投資活動のために必要となる資金に対して、2026年1月~2028年12月末に801百万円を充当する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

	名称		SBINM合同会社
	本店0	 D所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
a.割当予定先	代表都	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	代表社員 SBIER株式会社 職務執行者 西川 保雄
の概要	資本金	À	100万円 (2025年 9 月10日現在)
	事業の	D内容	有価証券等の保有、管理、運用及び取得等の投資 事業等
	主たる出資者及びその出資比率 (2025年9月10日現在)		SBIER株式会社 100%
	出資	当社が保有している割当予定先の株 式の数(2025年9月10日現在)	該当事項はありません。
	関係	割当予定先が保有している当社の株 式の数(2025年9月10日現在)	該当事項はありません。
b . 提出者と割 当予定先と の間の関係	と│人事関係		当社取締役である近藤太香巳氏(以下「近藤氏」 といいます。)は、割当予定先の親会社であるSBI ホールディングスの子会社であるSBIネオメディア ホールディングス株式会社の代表取締役に2025年 7月23日付で就任しています。
	資金関係		該当事項はありません。
		ては取引等の関係	該当事項はありません。

<sup>(</sup>注) 割当予定先の概要及び割当予定先との間の関係は、別途記載のある場合を除き、本有価証券届出書提出日現在 のものであります。

#### (2) 割当予定先の選定理由

当社は、当社親会社である株式会社ネクシィーズ(現株式会社NEXYZ.Group)のメールマガジン会員の運営を目的として、2000年11月にイデアキューブ株式会社として設立され、販売促進支援サービスを提供するソリューション業務を展開し、その後、大人の女性の旅をナビゲートする電子雑誌「旅色」を創刊するとともに同雑誌掲載施設の広告取次業務を開始し、2011年4月には商号を株式会社ブランジスタに変更いたしました。その後、電子雑誌の制作・発行及び広告配信を行うことを目的としたメディア事業を中心に展開しております。

当社は、本日現在、当社及び連結子会社5社の合計6社により構成されており、「CONNECT with COMMUNITY」を企業理念に掲げ、我々にしか実現できないサービスで企業・団体・地域、さまざまなコミュニティと人・もの・情報をつなぎ活気あふれる地域社会の発展に貢献することを目指して、事業展開を行っており、「プロモーション支援事業」、「メディア事業」、「ソリューション事業」及びその他の事業を手掛けております。

当社グループの主な事業内容は次のとおりです。

#### ア.プロモーション支援事業

本来、タレント広告には数千万円規模の高額な費用が必要ですが、芸能プロダクションとの契約や撮影などのすべてを、当社のプロモーション支援事業で提供するサービス「アクセルジャパン」が担うことで、参画企業は初期費用不要、月額費用だけで自社のプロモーションや採用活動にタレントを起用することが可能になります。企業の成長を応援するアンバサダーには、多彩な有名タレントが参加しており、総勢18名(16組)(2025年9月1日現在)となりました。

また、「アクセルジャパン」は、中小企業を中心に大手・中堅企業のキャンペーン施策や自治体のふるさと納税や各種イベントなどにも活用いただいており、タレント起用による効果を実感いただいております。

## イ.メディア事業

メディア事業では、本物の雑誌をめくる感覚でパソコンやモバイル端末、タブレット端末を通じて読むことができるインターネット上の無料雑誌を提供しております。紙の雑誌では実現できない、複数枚の画像が切り替わるといった動きのある誌面、1ページ内での多階層にわたる表示など、当社電子雑誌ならではの豊かな表現力で、情報の発信を行っております。さらに、ウェブならではの特性を活かした、雑誌を読みながら誌面上での動画再生や、商品を購入できるといった利便性の高さに加えて、最新のOSブラウザ、各デバイスに対応しており、ご自宅や外出先など読者の様々なご利用環境に対応できるようにしております。また、当社が発行する電子雑誌は、印刷された紙の雑誌の電子化ではなく、電子版のみで制作・発行しているため、画面にあった文字サイズで誌面を拡大する必要なく読むことができることや、データのダウンロードや電子書店での購入の必要が無く読むことができる仕様となっており、他社との差別化につながっております。

当社の電子雑誌は著名な俳優が累計350名以上(2025年6月時点)登場していることが大きな特徴です。通常のウェブサイトでは表現しにくい、雑誌ならではのクオリティの高い誌面で、編集された情報を発信していることに加え、2007年より電子雑誌を提供している当社電子雑誌のブランド力、創刊以来のキャスティング実績等が芸能プロダクションからも評価されているため、著名な俳優、タレント等の著名人を起用することが可能となっており、それが他社との差別化につながっております。

こうした、紙の雑誌のクオリティとウェブならではの表現力や利便性の高さを兼ね備えた新しいメディアとして、当社ならではの電子雑誌を発行し、当社電子雑誌への広告掲載や電子雑誌の制作受託といったサービス提供をしております。

#### ウ.ソリューション事業

ソリューション事業では、企業の販促支援を目的とした、人的・戦略的なサポートサービスを展開しております。企業のウェブサイトの活用目的は、ウェブサイトを通じた集客力の向上、商品サービスの提供、企業ブランドの構築等さまざまであり、企業戦略によってウェブサイトの役割は多様化しております。当社では、そうしたクライアント企業のニーズに応じたサービスを提供しており、ウェブサイト制作においては企業の目的にあわせ、パソコン版、モバイル版、スマートフォン版等、用途に応じたコーポレートサイトやECサイトを制作しております。

そのほか、企業の戦略にあわせ、ドメインの取得、検索エンジン上位表示(SEO・SEM)対策等も提供しております。また、ECサイトに特化した、ECサポートサービスを提供しており、2004年12月にサービスを開始して以来、20年以上のサポート実績とノウハウがあります。ページを制作するだけではなく、メールマガジンの配信や集客・販売促進対策など、店舗運営と売上向上に必要な様々な施策・業務をトータル的にサポートしており、企画から、制作・開発、運営、検証までをワンストップでサポートしております。また、受注・出品・在庫の一元管理ができるASP(アプリケーションサービスプロバイダ)(注)「まとまるEC店長」の提供も行っております。

(注) ASP (アプリケーションサービスプロバイダ) はインターネットを通じて、専用アプリケーションソフトを顧客にレンタルする事業者のこと。インターネットにアクセスできる環境があれば、利用者のパソコンに専用アプリケーションソフトをインストールする必要が無く、アップグレードなどによる更新の手間や費用を削減することができます。

#### エ.その他の事業

上記のほかにも、台湾に現地法人を設立し、日本国内で10年以上蓄積した豊富な経験と様々なノウハウに基づいて、台湾に進出している日系企業や現地企業に対してEC事業への進出支援やECサポートサービスの提供等、ソリューションサービスを提供しています。

一方、SBIホールディングスは、SBIグループとして、金融サービス事業や資産運用事業、PE投資事業に加え、今後も成長領域として期待される暗号資産事業、バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業のほか、Web3関連の先進的な分野に取り組む事業等が含まれる次世代事業を中心に事業を行っています。

SBIグループは、今日までに築き上げてきた顧客基盤、事業資産、資金調達力等に加え、進化させてきた生態系を 徹底的に活用するとともに、更なる営業基盤の拡大を図るべく、新たにメディア領域へと進出し、金融・メディ ア・ITを融合したネオメディア生態系の構築を図る方針も掲げております。昨今、SNS等のインターネットメディア の普及によりメディア環境が大きく変化し、特に米国では金融・メディア・ITの融合が急速に進んでいます。こう した世界的な潮流の中で、SBIグループは銀行・証券・保険・資産運用など広範にわたって、国内最高峰の質・量を 誇る金融データを保有しており、デジタルスペース生態系を駆使することで従来のアナログチャネルだけではなく デジタルチャネルにおいても情報の拡散が可能であることから、メディア領域においてもSBIグループの強みを発揮 できると考え、メディア事業への参入を決定しています。

このような状況の下、SBIグループは、コンテンツと金融データを組み合わせた唯一無二の総合金融&メディアディストリビューターを目指し、ネオメディア生態系の構築を進めていくなかで、メディアに関連する事業を営む、当社を含む複数の企業との協業可能性について検討をしていました。

なお、SBINMは、有価証券等の保有、管理、運用及び取得等の投資事業等を目的として設立され、本日現在は SBIER株式会社がその出資持分の全てを保有しています。

上記のような状況の下、2025年6月頃、当社の取締役である近藤氏は、当社グループが持つ知見やコネクションを活かし、SBIグループが目指すネオメディア生態系の構築に寄与する取組みについてSBIグループと検討を重ねました。具体的には、メディア、タレントエージェンシー・広告代理店、IPの保有・創出・拡散支援、地方テレビ局・新聞社などとの連携による地方創生の推進や、SBIグループとの共同出資を通じた投資先企業の企業価値向上支援に関する協業方策について議論しました。その過程において、当社役員や関係部署の担当者らと検討を行ったうえ、SBIグループが当社に出資することにより協業体制を構築し、当社グループがSBIグループが目指すネオメディア生態系の構築に貢献する旨の提案を行い、以降、当社グループ及びSBIグループ(以下「両社グループ」といいます。)との間で、複数回にわたり協業や提携に関する協議を重ねてまいりました。

これらの協議及び検討の結果、当社は、SBIグループによる当社への資本参加を伴う本資本業務提携を行うことにより、両社グループがそれぞれ持つ顧客網や人材、メディア業界に対する知見及び人材育成といった強みを伸ばすことに繋がり、シナジーを実現することができ、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断しました。

## ( )SBIグループの地域金融機関ネットワークを活用した地域経済の活性化

プロモーション支援事業の「アクセルジャパン」において、SBIグループと提携している地域金融機関とのビジネスマッチングなどの促進を図り、参画企業の拡大と中小企業への成長機会を創出する。

メディア事業の「旅色」において、同じく地域金融機関等を通じて地方自治体の観光促進や地域特産品のプロモーション、新たな特産品開発、観光・外食・レジャー産業の企業の誘客促進などの連携を図り、地域活性化に貢献する。

( )SBIグループと当社グループの共同出資及び当社グループによるSBIグループの投資先企業等への成長支援 SBIグループと当社グループによる共同出資及びSBIグループの投資先企業等への当社グループのサービスの提供を実施する。SBIグループの投資先企業等のPR・マーケティング等を当社グループが支援することにより、投資 先企業等のブランド力や認知度を高めるとともに、これら企業のコンテンツやサービス等を当社グループの顧客 企業にも展開することで、新たな収益機会を創出し、両社グループの企業価値の向上を図っていく。

( )当社グループ事業の海外展開におけるSBIグループの海外ネットワークの活用

国内で急成長している「アクセルジャパン」の海外(特にアジア圏)進出に向けて、SBIグループの海外ネットワークを活用し、展開を加速させる。

また、「旅色」では、インバウンド需要の取り込みを図るため、宿泊施設に直接予約可能な信頼性の高いプラットホームを確立し、既存のグローバルOTA市場において独自の地位を築く。

#### ( )当社グループによる有力IPの有効活用

SBIグループの投資先企業等の有力IPを当社グループの事業にも活用することにより、より幅広い企業へ独自のプロモーション支援を行う。

( )当社グループが発行する電子雑誌「旅色」国内向けユーザーサービスの加速・拡充 SBIグループのネットワーク・サービスを活用することで、当社グループにおける新たな「旅色」の国内向け ユーザーサービスの導入の加速、拡充及び利便性向上を図り、これによる新たな手数料収益の獲得を目指す。

#### (3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,150,000株

#### (4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本自己株式処分に係る割当株式を中長期的に継続して保有する方針であることを確認しております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本自己株式処分により処分される当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

#### (5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先より、SBIホールディングスから融資を受けることで本自己株式処分の払込みに必要な資金を用意する旨の説明を受けており、当社は、2025年9月9日付の融資証明書により、本自己株式処分の払込みまでに割当予定先が当該融資を受けることができることを確認しております。そのため、当社としては、本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な資金が確保されていることについて問題ないものと判断しております。

#### (6) 割当予定先の実態

割当予定先は、SBIホールディングスがその議決権の100%を間接的に保有する会社です。SBIホールディングスは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所に提出した2025年6月27日付の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「内部統制システム等に関する事項」の「2 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決する」旨を定めるとともに、SBIグループの役職員を対象とした研修の開催等、反社会的勢力との関係遮断の意識向上を図るとともに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルの配布等、その周知徹底を図っていることを確認しております。これにより、割当予定先及び同社役員若しくは子会社又は同社の主要株主が反社会的勢力等と一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。なお、割当予定先の代表社員であるSBIER株式会社は株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有しています。

### 2 【株券等の譲渡制限】

#### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、割当予定先との協議により、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日 (2025年9月9日)までの直前1ヶ月間の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の単純平均値に相当 する金額である745円としました。

取締役会決議日の直前取引日までの直前1ヶ月間の終値の単純平均値を採用することとしたのは、当社の株価は短期的な変動が大きいところ、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することにより、特定の一時点を基準とするよりも一時的な株価変動の影響などの特殊要因を排除して株式の適切な価値を把握することができ、処分価額の決定方法として合理的であると判断したためであります。また、算定期間を直近1ヶ月としたのは、直近3ヶ月、直近6ヶ月と比較して、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためであり、割当予定先と協議の上で決定したものであります。

なお、当該処分価額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日(2025年9月9日)における当社株式の終値である782円に対して4.73%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同じです。)、取締役会決議日の直前取引日までの過去3ヶ月間の当社株式の終値単純平均値である718円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同じです。)に対して3.76%のプレミアム、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である656円に対して13.57%のプレミアムとなる金額です。

以上のことから、当社は、本自己株式処分に係る処分価額の決定方法は、適正かつ妥当であり、また、本自己株式処分に係る処分価額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したもので、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本自己株式処分に係る条件について十分に討議、検討を行い、決議に参加できる取締役全員の賛成により本自己株式処分につき決議いたしました。なお、当社の取締役のうち、近藤氏は、資本業務提携先であるSBIホールディングスの子会社であるSBIネオメディアホールディングス株式会社の代表取締役を兼務しているため、手続の公正性を担保する観点から、上記の当社取締役会での本自己株式処分及び本資本業務提携に係る審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において割当予定先との協議・交渉にも参加しておりません。これを踏まえ、当社の監査等委員会(3名で構成、うち2名が社外取締役)は、上記処分価額につきましては、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿ったものであると認められることから、特に有利な払込金額ではなく適法である旨の意見を表明しています。

#### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は1,150,000株であり、同株式に係る議決権の数は合計11,500個であるため、2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数(14,575,300株)に対する比率は7.89%、同日現在の当社の議決権総数132,254個に対する比率は8.70%となり、当社株式に一定程度の希薄化が生じます。しかしながら、上記「1 割当予定先の状況」の「(2)割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本自己株式処分及び本資本業務提携によるシナジーを創出することができるとともに、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断していることから、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社NEXYZ.Group	東京都渋谷区桜丘町20番 4号	6,795,280	51.38%	6,795,280	48.65%
SBINM合同会社	東京都港区六本木一丁目 6番1号			1,150,000	8.23%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目 6番1号	294,532	2.23%	294,532	2.11%
近藤 太香巳	東京都渋谷区	269,380	2.04%	269,380	1.93%
ヨシダ トモヒロ	大阪府大阪市淀川区	191,800	1.45%	191,800	1.37%
相川 佳之	神奈川県横浜市戸塚区	157,000	1.19%	157,000	1.12%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代理 人 ゴールドマン・サッ クス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K.(東京都港区虎ノ門2 丁目6番1号)	150,702	1.14%	150,702	1.08%
CACEIS BANK/ QUINTET LUXEMBOURG SUB AC/ UCITS CUSTOMERS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀 行東京支店 カストディ業 務部)	1-3 PLACE VALHUBERT 75013 PARIS FRANCE(東京 都中央区日本橋 3 丁目11 番 1 号)	149,400	1.13%	149,400	1.07%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE(常任代理人 株式 会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM(東京都千代田区 丸の内1丁目4番5号)	123,159	0.93%	123,159	0.88%
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・ スタンレーMUFG証券株式 会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K.(東京都千代田区大手 町1丁目9番7号)	102,666	0.78%	102,666	0.73%
計		8,233,919	62.26%	9,383,919	67.19%

- (注) 1.2025年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
  - 2.割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年3月31日現在の総議決権数(132,254個)に、2025年4月1日以降、本自己株式処分の公表日(2025年9月10日)までにおける以下の増減を反映した総議決権数(139,661個)を基に算出しております。
    - ・自己株式の取得により減少した議決権数(4,093個)
    - ・本自己株式処分により増加する議決権数(11,500個)
  - 3.上記割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、募集株式の全部について割当予定先による払込みがあったものとして計算しております。
  - 4.総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

#### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

#### 1.事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第24期、提出日2024年12月17日)及び半期報告書(第25期中、提出日2025年5月15日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日(2025年9月10日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(2025年9月10日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日(2024年12月17日)以降、本有価証券届出書提出日(2025年9月10日)までの間において、次の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

#### (2024年12月18日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

2024年12月17日開催の当社第24期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2024年12月17日

#### (2) 当該決議事項の内容

議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、岩本 恵了、井上 秀嗣、木村 泰宗、吉藤 淳、 澤田 裕、本間 憲、近藤 太香巳及び杉本 佳英の8名を選任するものであります。 (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案					
岩本 恵了	84,866	1,972		(注)	可決 97.20
井上 秀嗣	85,759	1,079		(注)	可決 98.22
木村 泰宗	85,758	1,080		(注)	可決 98.22
吉藤 淳	85,696	1,142		(注)	可決 98.15
澤田 裕	85,695	1,143		(注)	可決 98.15
本間憲	85,664	1,174		(注)	可決 98.11
近藤 太香巳	85,695	1,143		(注)	可決 98.15
杉本 佳英	85,686	1,152		(注)	可決 98.14

- (注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決 権の過半数の賛成による。
  - (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

3. 自己株式の取得状況について

当社は、後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日(2024年12月17日)以後、本有価証券届出書提出日(2025年9月10日)までの間において、以下のとおり自己株式を取得しております。

(2025年1月16日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

- 1 [取得状況]
  - (1) [株主総会決議による取得の状況] 該当事項はありません。
  - (2) [取締役会決議による取得の状況]

2024年12月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年12月2日)での決議状況 (取得期間 2025年1月6日~2025年9月30日)	700,000	500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)		
計		
報告月末現在の累計取得自己株式	·	
自己株式取得の進捗状況(%)		

2 [処理状況]該当事項はありません。

## 3 [保有状況]

2024年12月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	14,575,300
保有自己株式数	1,054,988

(2025年2月3日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

- 1 [取得状況]
  - (1) [株主総会決議による取得の状況] 該当事項はありません。

## (2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年 1 月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2024年12月2日)での決議状況 (取得期間 2025年1月6日~2025年9月30日)		700,000	500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	1月6日	7,700	6,044,000
	1月7日	8,200	6,467,400
	1月8日	9,700	7,554,300
	1月9日	10,100	7,649,700
	1月10日	5,600	4,287,800
	1月14日	6,000	4,521,200
	1月15日	6,000	4,498,200
	1月16日	6,100	4,534,900
	1月17日	5,900	4,300,700
	1月20日	4,900	3,657,200
	1月21日	5,800	4,361,900
	1月22日	5,500	4,151,700
	1月23日	2,500	1,863,500
	1月24日	1,900	1,457,400
	1月27日	4,100	3,175,400
	1月28日	3,100	2,356,400
	1月29日	4,500	3,522,300
	1月30日	5,200	3,945,700
	1月31日	8,500	6,286,600
計		111,300	84,636,300
報告月末現在の累計取得自己株式		111,300	84,636,300
自己株式取得の進捗状況(%)		15.9	16.9

# 2 [処理状況]該当事項はありません。

## 3 [保有状況]

2025年 1 月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	14,575,300
保有自己株式数	1,166,288

## (2025年3月3日提出の自己株券買付状況報告書)

## 株式の種類 普通株式

## 1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況] 該当事項はありません。

## (2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年 2 月28日現在

区分		株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年12月2日)での決議状況 (取得期間 2025年1月6日~2025年9月30日)		700,000	500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	2月3日	3,100	2,222,500
	2月4日	2,900	2,103,900
	2月5日	5,500	3,983,600
	2月6日	2,200	1,599,700
	2月7日	4,100	2,999,800
	2月10日	2,100	1,552,100
	2月12日	2,000	1,493,900
	2月13日	5,800	4,363,000
	2月14日	5,900	4,426,900
	2月17日	7,000	4,686,100
	2月18日	7,300	5,051,200
	2月19日	12,600	8,399,300
	2月20日	11,300	7,453,200
	2月21日	10,200	6,652,200
	2 月25日	10,300	6,636,600
	2 月26日	7,000	4,540,200
	2月27日	6,900	4,591,200
	2 月28日	10,300	6,653,700
計		116,500	79,409,100
報告月末現在の累計取得自己株式		227,800	164,045,400
自己株式取得の進捗状況(%)		32.5	32.8

## 2 [処理状況]

#### 3 [保有状況]

#### 2025年 2 月28日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	14,575,300
保有自己株式数	1,282,788

(2025年4月1日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

## 1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況] 該当事項はありません。

## (2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年 3 月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2024年12月2日)での決議状況 (取得期間2025年1月6日~2025年9月30日)		700,000	500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	3月3日	5,700	3,720,200
	3月4日	8,500	5,456,900
	3月5日	5,300	3,407,400
	3月6日	3,300	2,138,100
	3月7日	5,500	3,514,700
	3月10日	2,100	1,339,300
	3月11日	3,600	2,265,800
	3月12日	3,600	2,305,800
	3月13日	3,700	2,371,300
	3月14日	3,500	2,240,900
	3月17日	4,200	2,681,600
	3月18日	4,000	2,550,100
	3月19日	3,600	2,290,100
	3月21日	3,100	1,983,500
	3月24日	3,200	2,034,200
計		62,900	40,299,900
報告月末現在の累計取得自己株式		290,700	204,345,300
自己株式取得の進捗状況(%)		41.5	40.9

## 2 [処理状況]

## 3 [保有状況]

## 2025年3月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	14,575,300
保有自己株式数	1,345,688

(2025年5月1日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

## 1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況] 該当事項はありません。

## (2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年4月30日現在

区分		株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年12月2日)での決議状況 (取得期間2025年1月6日~2025年9月30日)		700,000	500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	4月1日	3,000	1,868,500
	4月2日	2,900	1,761,900
	4月3日	3,000	1,791,300
	4月4日	3,400	1,922,100
	4月7日	3,000	1,494,500
	4月8日	3,000	1,567,700
	4月9日	2,900	1,400,800
	4月10日	2,800	1,510,600
	4月11日	2,200	1,175,100
	4月14日	2,700	1,546,800
	4月15日	2,700	1,503,600
	4月16日	2,400	1,326,000
	4月17日	5,300	3,041,100
	4月18日	2,500	1,449,800
	4月21日	2,500	1,432,200
	4月22日	2,800	1,614,900
	4月23日	2,600	1,489,100
	4月24日	2,400	1,375,900
	4月25日	1,900	1,106,700
	4月28日	4,300	2,508,600
	4月30日	1,000	577,800
計		59,300	33,465,000
報告月末現在の累計取得自己株式		350,000	237,810,300
自己株式取得の進捗状況(%)		50.0	47.6

## 2 [処理状況]

#### 3 [保有状況]

## 2025年 4 月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	14,575,300
保有自己株式数	1,404,988

(2025年6月2日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

## 1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況] 該当事項はありません。

## (2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年 5 月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2024年12月2日)での決議状況 (取得期間2025年1月6日~2025年9月30日)		700,000	500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	5 月16日	2,000	1,207,200
	5 月19日	5,000	3,100,900
	5月20日	4,600	2,828,400
	5月21日	6,400	3,829,700
	5 月22日	2,700	1,593,300
	5 月23日	4,100	2,414,100
	5 月26日	1,300	770,200
	5月27日	1,800	1,079,100
	5 月28日	4,400	2,625,700
	5 月29日	3,300	2,010,200
	5月30日	900	548,200
計		36,500	22,007,000
報告月末現在の累計取得自己株式		386,500	259,817,300
自己株式取得の進捗状況(%)		55.2	52.0

## 2 [処理状況]

## 3 [保有状況]

## 2025年 5 月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	14,575,300
保有自己株式数	1,441,488

(2025年7月1日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

## 1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況] 該当事項はありません。

## (2) [取締役会決議による取得の状況]

## 2025年6月30日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2024年12月2日)での決議状況 (取得期間2025年1月6日~2025年9月30日)		700,000	500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	6月2日	2,900	1,757,900
	6月3日	2,400	1,450,800
	6月4日	1,900	1,156,900
	6月5日	5,800	3,510,100
	6月6日	15,000	8,937,100
	6月9日	6,700	3,971,800
	6月10日	6,300	3,781,100
	6月11日	7,700	4,663,900
	6月12日	8,500	5,213,700
	6月13日	10,800	6,593,800
	6月16日	9,200	5,726,800
	6月17日	8,000	5,099,500
	6月18日	6,200	3,966,100
	6月19日	6,500	4,163,600
	6月20日	4,200	2,646,000
	6 月23日	7,000	4,470,400
計		109,100	67,109,500
報告月末現在の累計取得自己株式		495,600	326,926,800
自己株式取得の進捗状況(%)		70.8	65.4

2 [処理状況]該当事項はありません。

## 3 [保有状況]

2025年6月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	14,575,300
保有自己株式数	1,550,588

(2025年7月28日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

- 1 [取得状況]
  - (1) [株主総会決議による取得の状況] 該当事項はありません。

## (2) [取締役会決議による取得の状況]

## 2025年7月28日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2024年12月2日)での決議状況 (取得期間2025年1月6日~2025年9月30日)		700,000	500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	7月1日	8,700	5,664,800
	7月2日	9,200	5,852,700
	7月3日	11,200	7,192,300
	7月4日	2,900	1,863,700
	7月7日	3,100	2,024,400
	7月8日	8,500	5,728,800
	7月9日	12,600	8,910,100
	7月10日	7,400	5,305,200
	7月11日	10,500	7,648,200
	7月14日	12,800	9,453,900
	7月15日	15,900	11,784,500
	7月16日	9,800	7,311,800
	7月17日	9,500	7,281,500
	7月18日	17,900	13,651,200
	7月22日	7,700	5,783,900
	7月23日	4,600	3,416,100
	7月24日	9,500	7,111,600
	7月25日	18,900	15,492,400
	7月28日	23,700	19,470,700
計		204,400	150,947,800
報告月末現在の累計取得自己株式		700,000	477,874,600
自己株式取得の進捗状況(%)		100.0	95.6

# 2 [処理状況]該当事項はありません。

## 3 [保有状況]

2025年7月28日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	14,575,300
保有自己株式数	1,754,988

## (2025年8月1日提出の自己株券買付状況報告書) 株式の種類 普通株式

## 1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況] 該当事項はありません。

## (2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年7月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2024年12月2日)での決議状況 (取得期間2025年1月6日~2025年9月30日)		700,000	500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	7月1日	8,700	5,664,800
	7月2日	9,200	5,852,700
	7月3日	11,200	7,192,300
	7月4日	2,900	1,863,700
	7月7日	3,100	2,024,400
	7月8日	8,500	5,728,800
	7月9日	12,600	8,910,100
	7月10日	7,400	5,305,200
	7月11日	10,500	7,648,200
	7月14日	12,800	9,453,900
	7月15日	15,900	11,784,500
	7月16日	9,800	7,311,800
	7月17日	9,500	7,281,500
	7月18日	17,900	13,651,200
	7月22日	7,700	5,783,900
	7月23日	4,600	3,416,100
	7月24日	9,500	7,111,600
	7月25日	18,900	15,492,400
	7月28日	23,700	19,470,700
計		204,400	150,947,800
報告月末現在の累計取得自己株式		700,000	477,874,600
自己株式取得の進捗状況(%)		100.0	95.6

# 2 [処理状況]該当事項はありません。

## 3 [保有状況]

## 2025年7月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	14,575,300
保有自己株式数	1,754,988

(2025年9月1日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

- 1 [取得状況]
  - (1) [株主総会決議による取得の状況] 該当事項はありません。
  - (2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年12月2日)での決議状況 (取得期間2025年1月6日~2025年9月30日)	700,000	500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)		
計		
報告月末現在の累計取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

2 [処理状況]該当事項はありません。

## 3 [保有状況]

2025年8月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	14,575,300
保有自己株式数	1,754,988

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自至	2024年12月17日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第25期中)	<b>自</b> 至	2025年 5 月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して 提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年12月17日

株式会社 ブランジスタ 取締役会 御中

有限責任パートナーズ綜合監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 沖田 宗矩

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 純平

#### <連結財務諸表監查>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プランジスタの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プランジスタ及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

注記事項(税効果会計関係)に記載されているとおり、会社は、2024年9月30日現在、繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前の金額)を548,528千円計上している。このうち、(注)2.税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額のとおり、会社は税務上の繰越欠損金の一部に対し繰延税金資産414,926千円を認識している。なお、会社及び一部の国内子会社はグルーブ通算制度を適用している。

会社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより 繰延税金資産の回収可能性を判断している。

会社は、今後業容を拡大していくにあたり、優秀な人材の確保が必要不可欠である。将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その重要な仮定は、営業人員数及び一人当たりの獲得金額である。なお、会社は、当該重要な仮定について、注記事項(重要な会計上の見積り)繰延税金資産に記載している。

繰延税金資産の回収可能性の判断において、将来の事業計画における重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

#### (1)内部統制の評価

繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制 の整備・運用状況の有効性を評価した。

(2)将来課税所得の見積りの合理性の評価

将来課税所得の見積りの合理性を評価するために、主 に以下の手続を実施した。

- ・経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績を比較した。
- ・将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる将来の事業計画について検討した。将来の事業計画の検討にあたっては、取締役会によって承認された直近の予算及び経営会議で承認された中期(5ヵ年)計画との整合性を検討した。
- ・将来の事業計画に含まれる重要な仮定である営業人員 数及び一人当たりの獲得金額については、事業別に経営 者に質問するとともに、過去実績からの趨勢分析を実施 した。
- ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、その解消見込年度のスケジューリングについて検討した。
- ・将来の課税所得の見積りに一定のリスクを加味し、重要な仮定の不確実性に関する経営者の評価について検討した。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、 その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎とな る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査 意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した 事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止 されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上 回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ブランジスタの2024年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ブランジスタが2024年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び 適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内 部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年12月17日

株式会社 ブランジスタ 取締役会 御中

有限責任パートナーズ綜合監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 沖田 宗矩

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 純平

#### <財務諸表監查>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブランジスタの2023年10月1日から2024年9月30日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プランジスタの2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要である と判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 繰延税金資産の回収可能性

会社は、当事業年度の財務諸表上、繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前の金額)を135,939千円計上している。関連する開示は、財務諸表の注記「(重要な会計上の見積り)」及び「(税効果会計関係)」に含まれている。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、 その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

EDINET提出書類 株式会社ブランジスタ(E31776) 有価証券届出書(組込方式)

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年5月15日

株式会社ブランジスタ 取締役会 御中

#### 有限責任パートナーズ綜合監査法人

#### 東京都中央区

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 沖 田 宗 矩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 口 純 平

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブランジスタの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブランジスタ及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結 財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー 手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査 人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人 の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項 について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。